

横断的な観点から見た支援のあり方②
(生活福祉資金、生活保護との関係、
都道府県の役割と町村部の支援のあり方、
地域づくり)

生活福祉資金について

生活福祉資金貸付制度について①

1. 制度の目的等

【目的】

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並び在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすること

【実施主体】 都道府県社会福祉協議会

【貸付対象】

- 低所得世帯: 資金の貸付けにあわせて必要な支援をうけることにより自立自活できると認められる世帯であつて、自立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの(市町村民税非課税相当)
- 障害者世帯: 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯
- 高齢者世帯: 65歳以上の高齢者の属する世帯

2. 生活福祉資金の種類

※下線部は、生活困窮者自立支援法の施行に伴い見直した主な点。

概 要

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付により自立が見込まれ、

- 原則として自立相談支援事業等による支援と、実施主体・関係機関からの貸付後の継続的支援に同意、
- 低所得世帯であつて収入の減少等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難、
- 実施主体が貸付及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営める・償還を見込める、
- 失業等給付、生活保護等の他の公的給付又は公的な貸付を受けることができず、生活費を賄えない、等の要件を満たす世帯に、①生活支援費、②住宅入居費、③一時生活再建費、として貸し付ける。

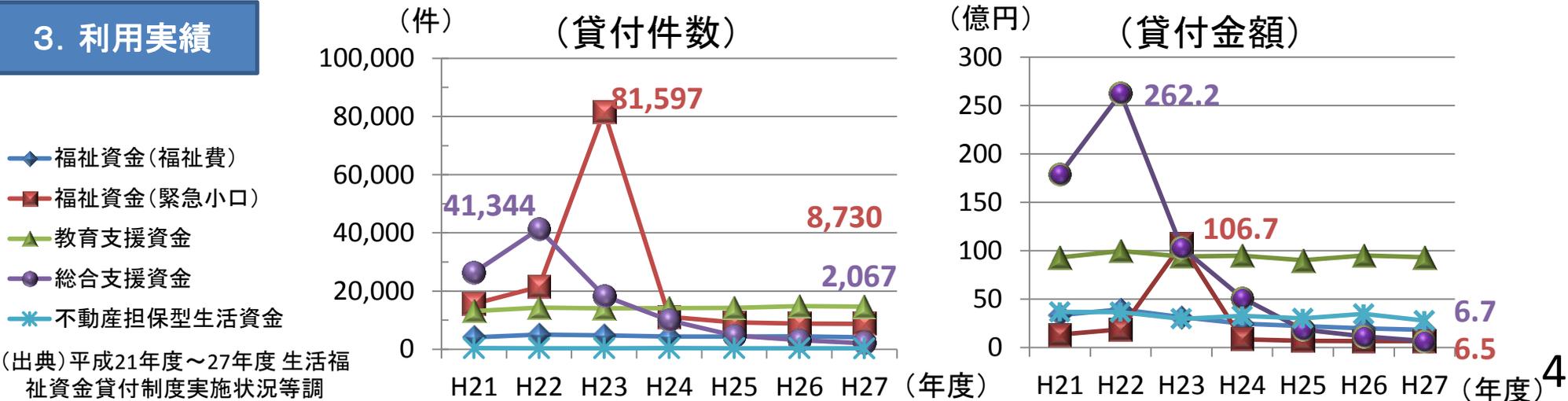
貸付金額は、都道府県社協が借入申込者における資金の用途や必要性、償還能力を勘案の上、真に必要な額について決定するものとし、二人以上世帯で月額20万円以内、単身世帯で15万円以内、貸付期間は原則として3ヶ月(最長12月まで延長可)。

生活福祉資金貸付制度について②

2. 生活福祉資金の種類(続き)

概 要	
福祉資金	<p>低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯の一部に対し、</p> <p>① 福祉費(日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用、資金目的に応じて貸付上限額を設定)、</p> <p>② 緊急小口資金(公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき等、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用、10万円以内)、</p> <p>として貸し付ける。緊急小口資金については、原則として自立相談支援事業等による支援と、実施主体・関係機関からの貸付後の継続的支援に同意することを要件。</p> <p>市町村社協の受付から送金まで概ね1週間以内とし、分割貸付・並行してアセスメントを行うことにより必要最小限の額で対応。</p>
	<p>この他、教育支援資金・不動産担保型生活資金 等</p>

3. 利用実績



生活福祉資金貸付制度について③

○ 生活福祉資金貸付制度は、自立相談支援事業と密接な連携を図りながら対応することで、両制度がともに、より効果的、効率的に機能することが期待されている。

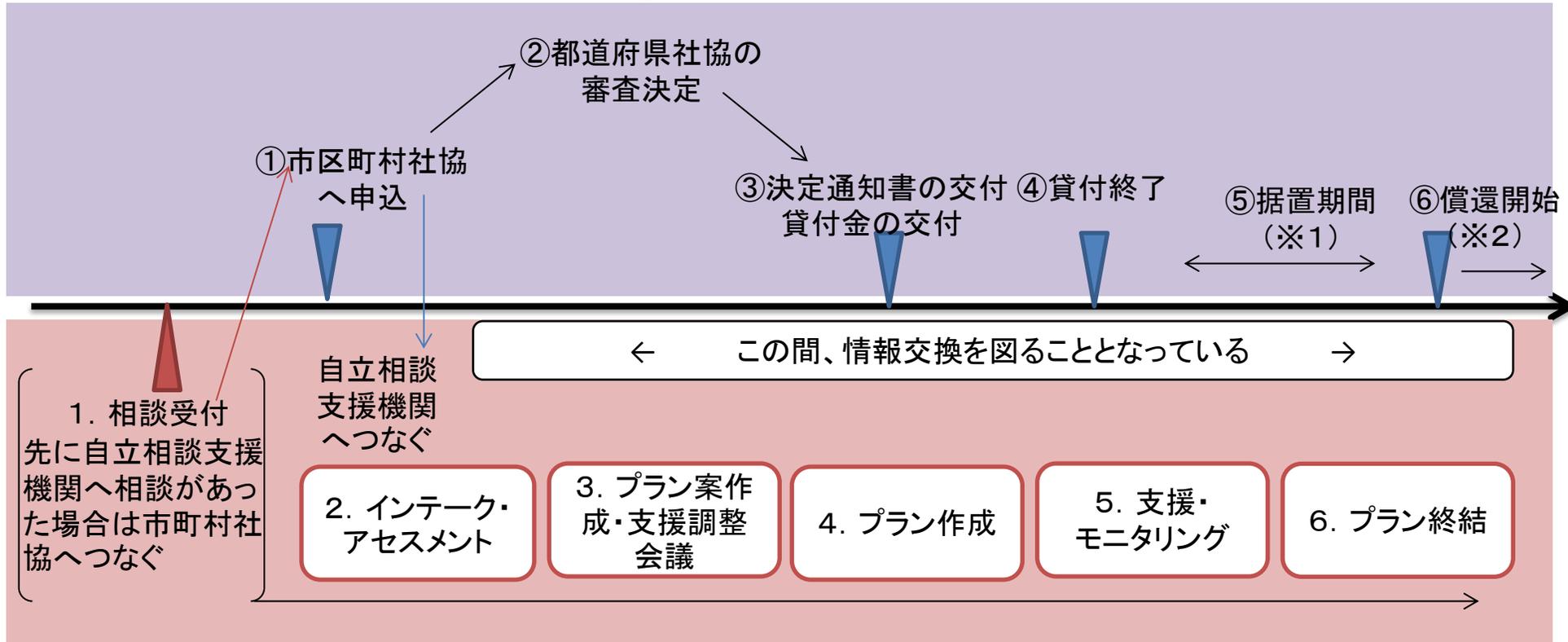
○ その観点から、特に総合支援資金、緊急小口資金については平成27年度から見直しを行い、現状では、以下のような流れで両制度が連携する枠組みとなっている。

※ 自立相談支援事業のプラン作成(2~4)と貸付の審査決定・貸付金の交付等(②~③)のタイミングや、プラン終結(6)と償還開始(⑥)のタイミングは、個別ケースにより様々。

【総合支援資金・緊急小口資金の大まかな流れ】

生活福祉資金担当

自立相談支援機関



※1: 総合支援資金の場合は最終貸付日から6月以内、緊急小口資金の場合は貸付の日から2月以内。

※2: 総合支援資金の場合の償還期限は据置期間経過後10年以内、緊急小口資金は同12月以内。

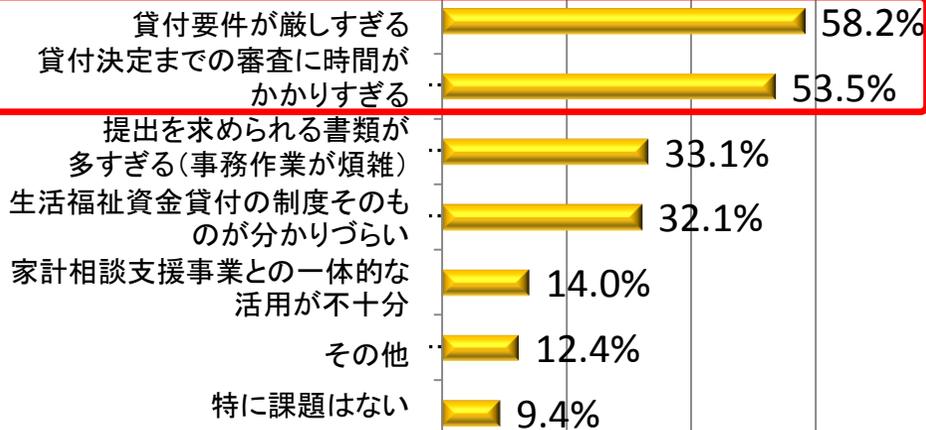
生活福祉資金貸付制度について聞かれる意見

- 生活福祉資金を巡っては、自立相談支援機関側から以下のような意見があり、使い勝手の悪さが指摘されている。
 - ・ 貸付要件(審査基準)が厳しく、生活困窮者の当座のニーズを満たせない。
 - ・ 貸付決定までに求められる書類が多い、時間がかかる。
- 社会福祉協議会側からは、自立相談支援機関の制度理解や償還時の役割分担等についての意見がある。

1. 自立相談支援機関側からの生活福祉資金貸付制度との連携における運用上の課題

(n=299自立相談支援機関、複数回答)

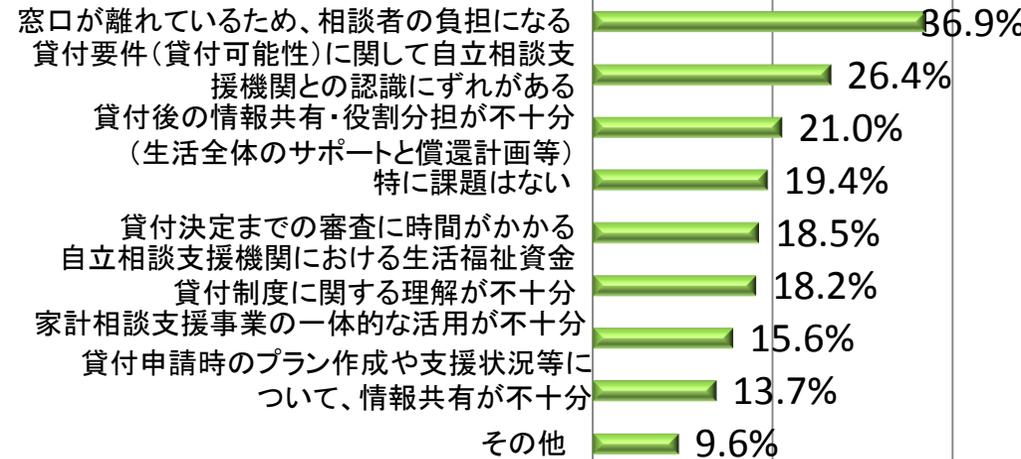
0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0%



2. 社会福祉協議会側からの自立相談支援機関との連携における運用上の課題

(n=314社会福祉協議会、複数回答)

0.0% 20.0% 40.0%



➡ ①貸付要件(審査基準)、②貸付までの期間やその間の生活ニーズへの対応、③貸付決定後の連携状況、等の実態を確認していく必要。

(出典) 以下、P17までのデータについては一般社団法人北海道総合研究調査会によるアンケート調査「生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度の連携に関する実態調査」による(人口10万人以上自治体の395自立相談支援機関、288社会福祉協議会に対し、平成28年8~9月にかけてアンケート調査を実施したもの。299自立相談支援機関、314社会福祉協議会(指定都市の区社協を含む)から回収。)

貸付要件の実態

- 貸付要件が厳しい、又は不明瞭であるという事例は様々なものがあるが、その原因としては、①実施要綱等の規定によるもの、②実施要綱等に規定はあるが詳細な定めがない、③実施要綱等に規定がないことによるもの、の3つ。

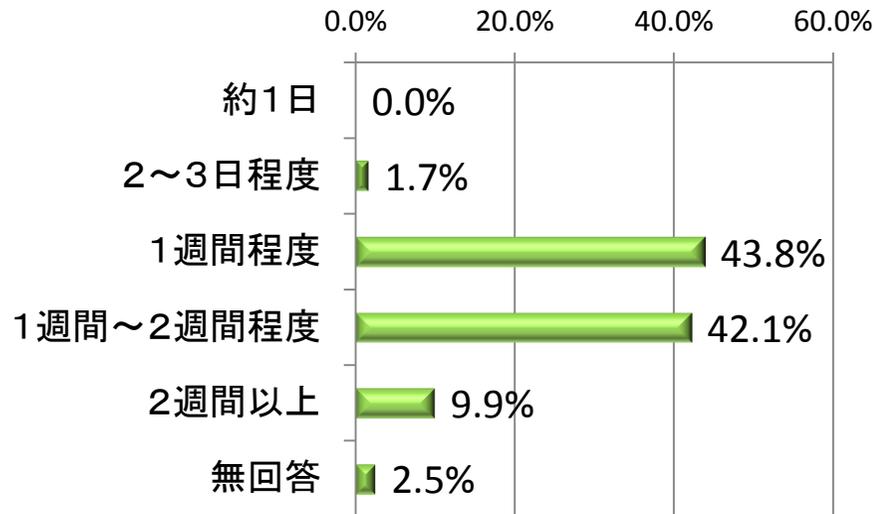
貸付要件に対して聞かれる主な意見		実施要綱等の定め
要件が厳しい	債務・滞納がある場合に一律対象外とされる。	疑義照会回答集において、債務を有する者に対する総合支援資金の貸付について、 <input type="checkbox"/> 機械的に判断しないこと、 <input type="checkbox"/> 例えば家計相談支援事業等の専門機関と連携して貸し付けの可能性を検討する、自立相談支援事業を利用し関係機関からの継続的な支援を受けることを貸付要件とすることにより、必要の人に必要な貸付が行えることが重要、としている。
	自己都合離職により失業給付の3ヶ月間の給付制限があり、生活費が必要であるが、総合支援資金の対象外とされた。	制度要綱において、失業等給付等の他の公的給付又は公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないことを要件として規定。
	総合支援資金について、離職後2年以内の場合しか認められない。	※ 実施要綱等では規定はない。
要件が不明瞭	償還能力の判断基準が不明瞭。 ※ 雇用契約書のある人に限っている事例から、自立相談支援機関との連携があれば対象としている事例まで、様々。	制度要綱においては、貸し付ける資金の額について、借入申込者における償還能力等を勘案の上、真に必要な額について決定することと規定。

貸付までの期間について

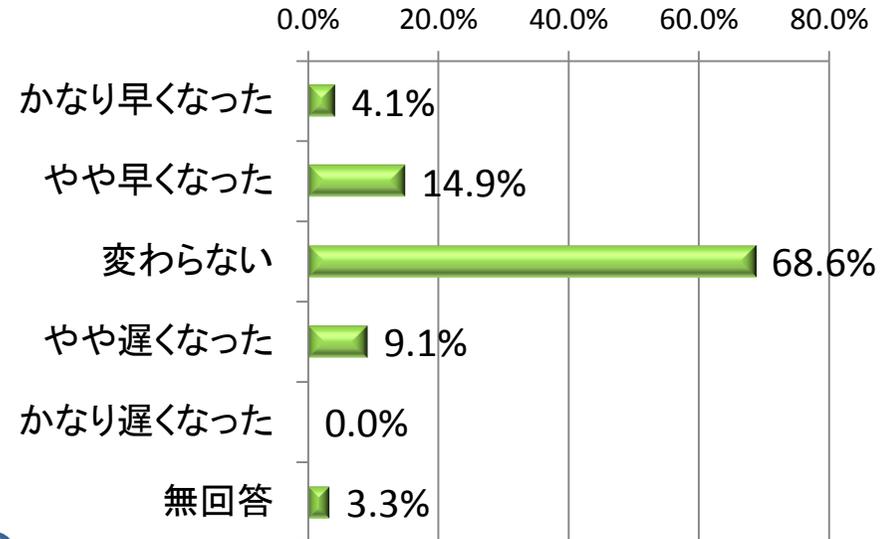
- 緊急小口資金の相談から貸付決定・送金までの平均期間は「1週間程度」と「1週間～2週間程度」で約4割ずつを占めている。生活困窮者自立支援制度施行によっても約7割で変化が見られない状況にある。
- 総合支援資金については、実態として1ヶ月程度かかっているという意見が多い。

1. 緊急小口資金の相談から貸付決定・送金までの平均期間

(n=121社会福祉協議会、平成27年度に総合支援資金と緊急小口資金の貸付実績がある社協のみ)



2. 生活困窮者自立支援制度施行前と比較した変化



3. 総合支援資金の相談から貸付決定・送金までの期間

- 自立相談支援機関側からは実態として1ヶ月程度かかっているという意見が多い。

貸付までの生活ニーズへの対応

- 生活福祉資金の相談から貸付までの間の生活ニーズに対しては、社会福祉協議会及び自治体において、独自の取組みによる支援が行われている。
- 食料の提供や独自の貸付制度によるつなぎ融資が比較的多く、交通費を支給している事例もある。

食料の提供

- フードバンクと提携し、生活が逼迫している世帯に食料を提供。(複数の市町村社協の例)
- 構成員から提供された食料を備蓄している民間団体へつなぐ。(自治体の例)
- 社会福祉協議会で独自に備蓄している食品等を提供。(多数の市町村社協の例)
- 後払い対応可の配食サービスを紹介している。(市町村社協の例)

独自の資金貸付

- 社会福祉協議会又は自治体が独自に持っている貸付制度において、緊急小口資金が支給されるまでのつなぎ融資を実施。(多数の市町村社協・自治体の例)
 - 申請に必要な書類の発行手数料や交通費代を貸付。(県社協の例)
- ※ 貸付額は数万円、又は1日当たり1,000円としている事例があるなど、必要最小限度の額としていることや、即日又は翌日に支給するなど機動的な運用が可能となっていることが特徴。

その他の給付

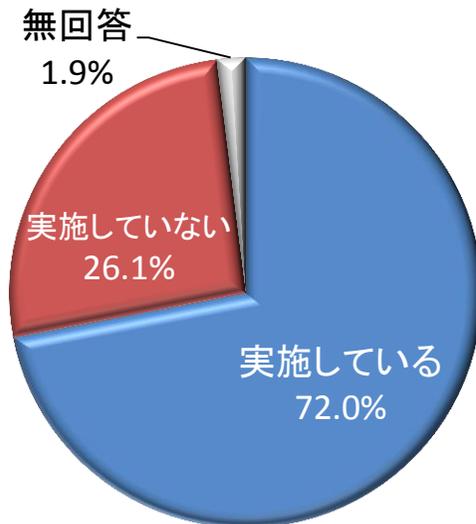
- 必要書類の発行窓口に行くための交通費がない者に対して、電車・バスを利用できるプリペイドカード(500円分)を支給。(自治体の例)

市区町村社会福祉協議会の独自支援の状況

- 市区町村の社会福祉協議会において、生活福祉資金貸付以外の生活困窮者支援に対する独自の取り組みを実施している割合は約7割となっている。
- 実施内容としては、「緊急時の食料供給」や「独自の資金貸付・給付(小口資金・善意銀行など)」が約7割を占めている。

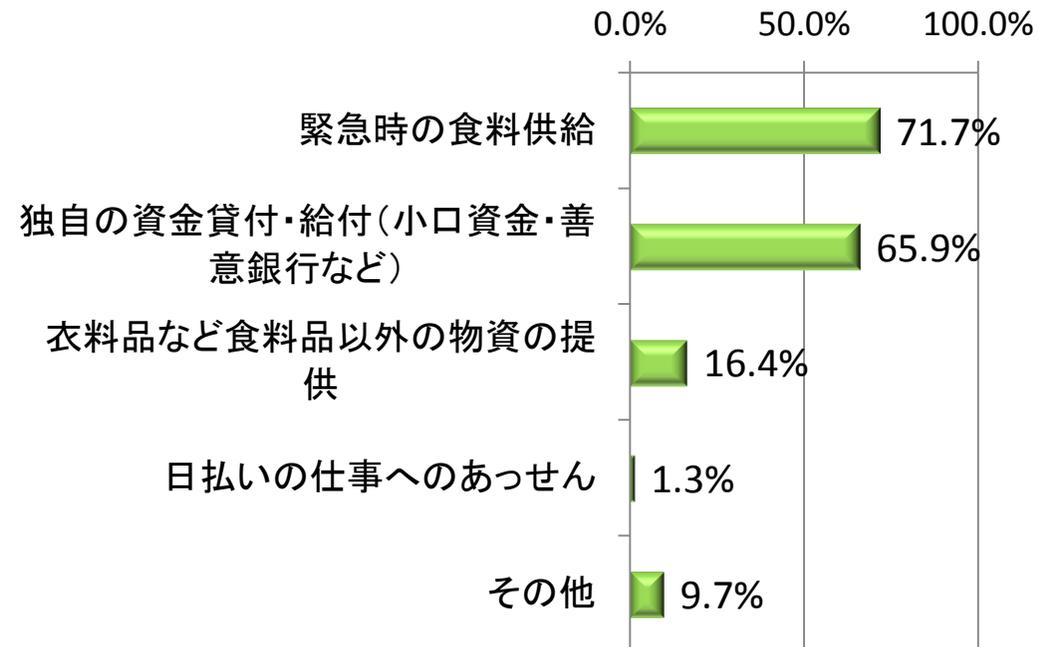
1. 独自の生活困窮者支援に対する取組の有無

(n=314社会福祉協議会)



2. 1. で「実施している」場合における取組概要

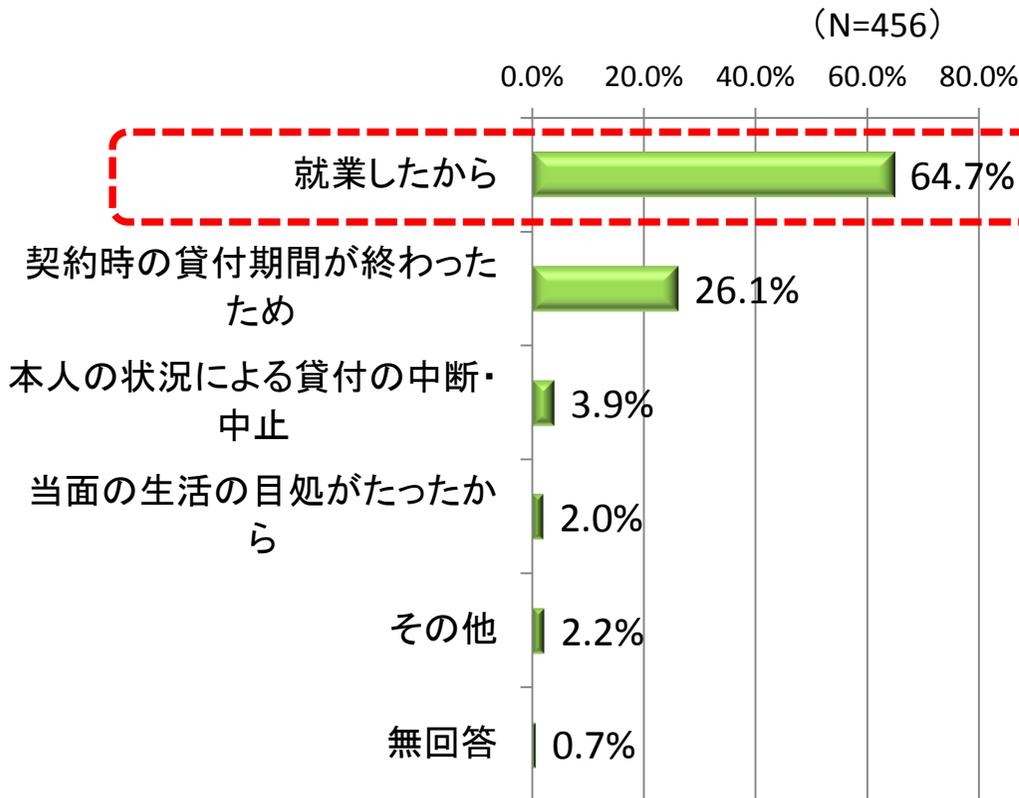
(n=226社会福祉協議会) (複数回答)



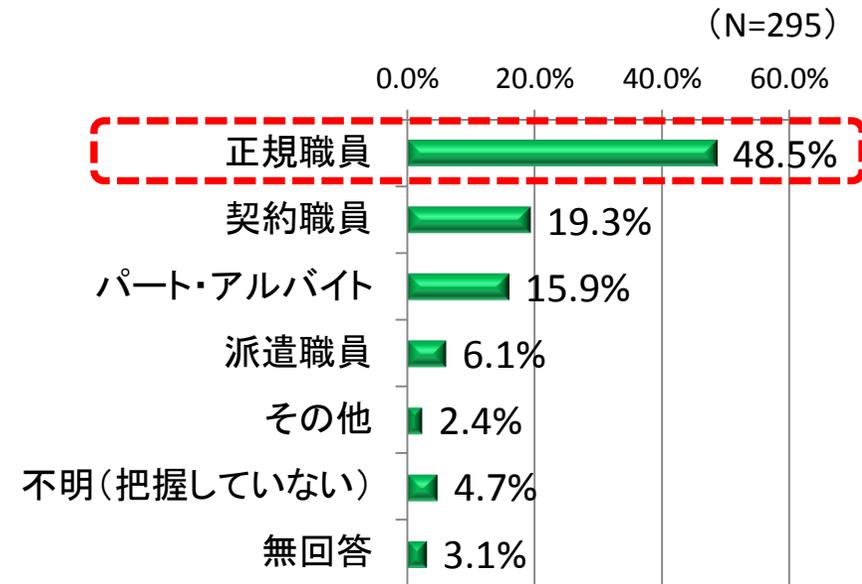
貸付決定後の状況(総合支援資金)①

- 総合支援資金の貸付を受けた人の貸付を終了した理由としては、「就業したから」が64.7%と最も多く、総合支援資金の貸付が、相談者の自立支援に一定程度寄与しているものと思われる。
- なお、就業による貸付終了者の就業形態を見ると、「正規職員」が48.5%と約半数を占めている。

1. 貸付を終了した理由



2. 1. で「就業したから」の場合における就業形態



(出典)

一般社団法人北海道総合研究調査会によるアンケート調査「生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度の連携に関する実態調査」

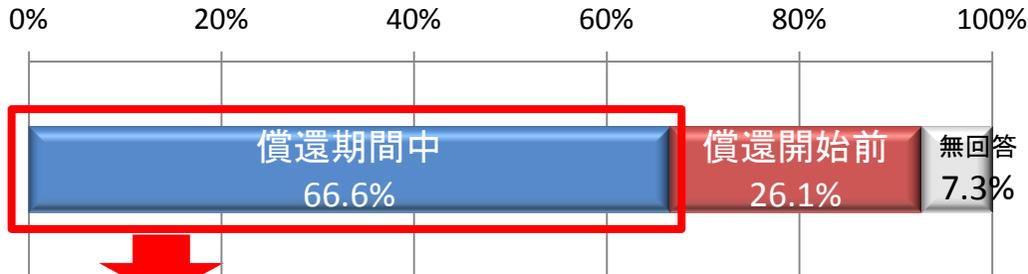
※「平成27年4月～平成28年7月1日までに自立相談支援事業を利用し、総合支援資金(生活支援費)を貸付したケース(479件)について集計したもの」

貸付決定後の状況（総合支援資金）②

- 自立相談支援事業を利用した総合支援資金貸付で償還期間が到来しているものについて、償還計画どおりに償還しているものは約4割にとどまる。
- こうした償還状況について、約75%の生活福祉資金担当が自立相談支援機関に対して何らかの報告を行っている。

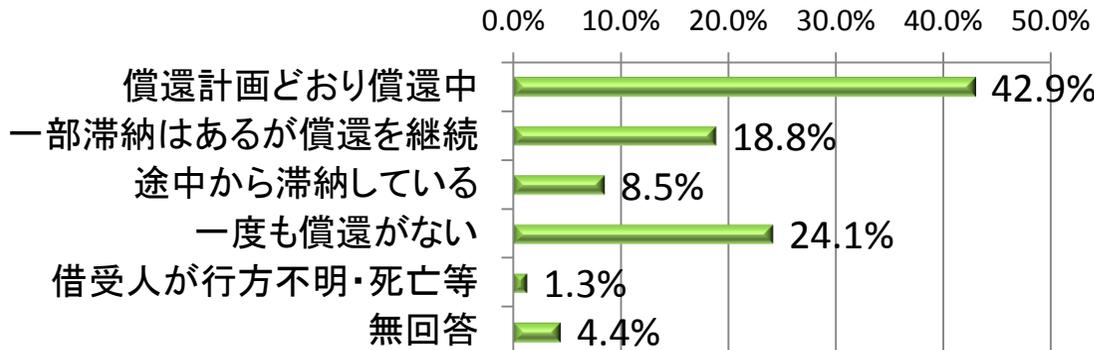
1. 総合支援資金の償還の状況

(n=479、平成27年4月～平成28年7月1日までに自立相談支援事業を利用して総合支援資金(生活支援費)を貸し付けた件数。回答者は175社会福祉協議会)



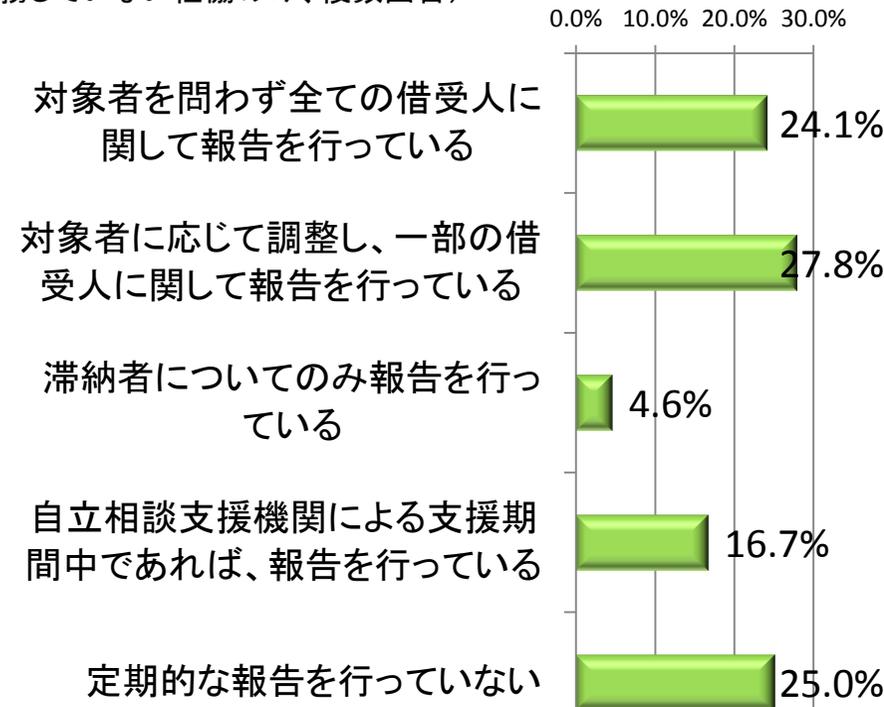
「償還期間中」のうち、現在の償還状況

(n=319)



2. 自立相談支援機関に対する、総合支援資金の償還状況の定期的な報告

(n=108社会福祉協議会、平成27年度に総合支援資金と緊急小口資金の貸付実績があり、自立相談支援事業を担当者が兼務していない社協のみ、複数回答)

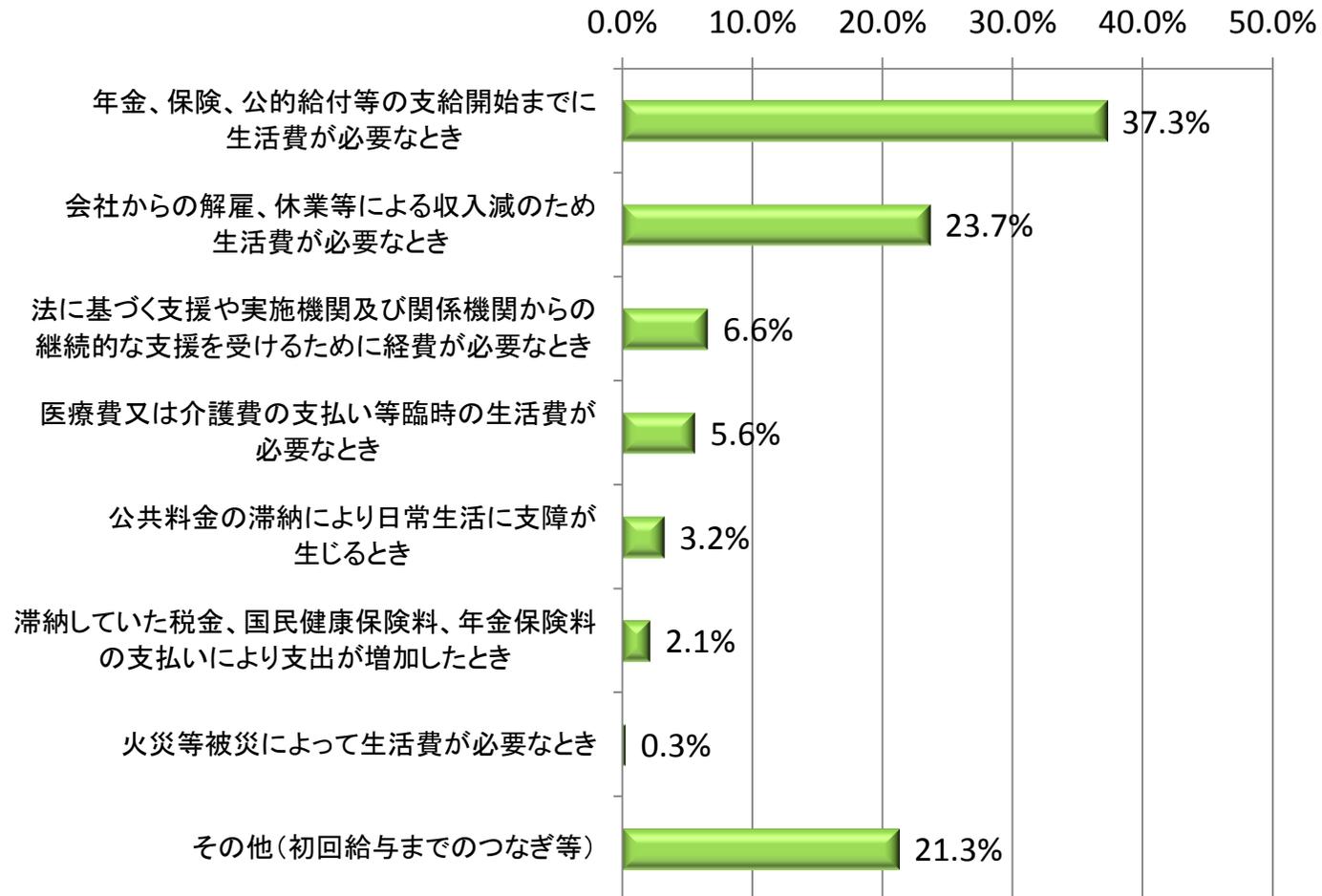


貸付決定後の状況(緊急小口資金)①

○ 緊急小口資金は、様々な資金需要に応えるものとなっている。

緊急小口資金の貸付事由

(n=8,730 H27年度貸付決定件数)

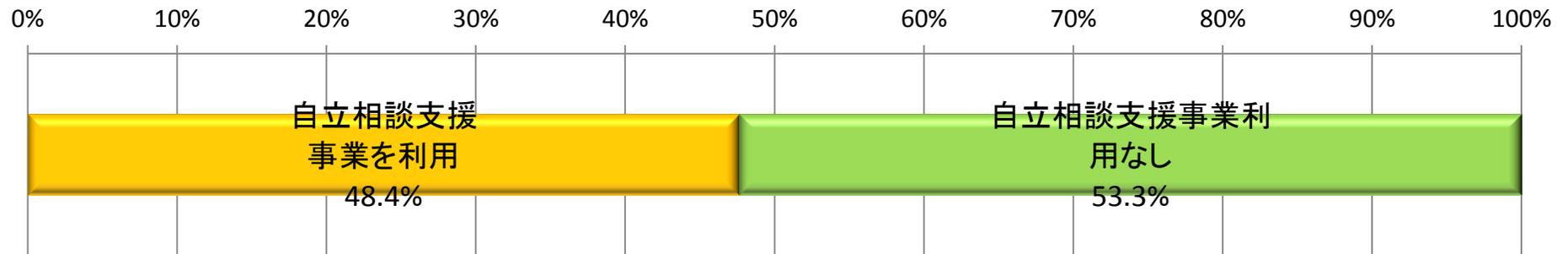


貸付決定後の状況（緊急小口資金）②

○ 償還中の緊急小口資金については、自立相談支援事業を利用中のものが半数を占めており、貸付決定・送金後に情報共有がなされているケースが約7割強を占める。

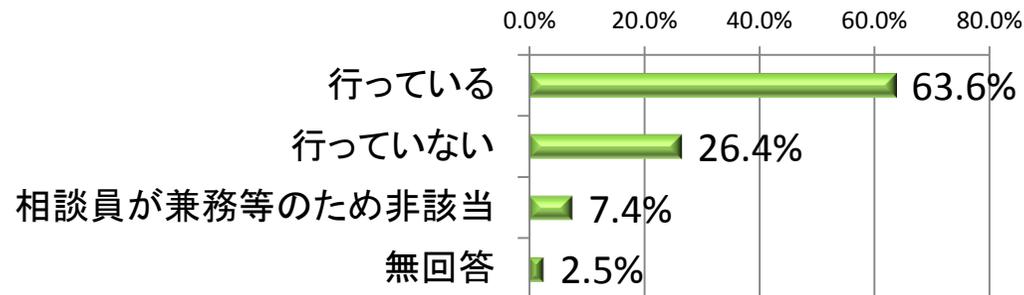
1. 緊急小口資金の償還状況

(n=2,071、平成27年度に「総合支援資金」「緊急小口資金」のそれぞれで1件以上の実績がある121社協において、平成28年7月1日時点で償還中の緊急小口資金の件数)



2. 貸付決定・送金後の自立相談支援機関への情報提供

(n=121社会福祉協議会、平成27年度に総合支援資金と緊急小口資金の貸付実績がある社協のみ)



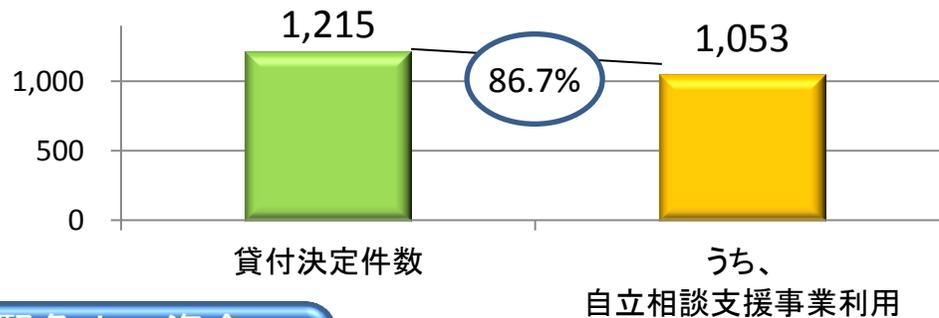
参考：平成27年度見直し事項に関する実態

- 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、総合支援資金と緊急小口資金については原則として自立相談支援事業のプラン作成とセットにすることとしており、総合支援資金については約9割、緊急小口資金については約4割が自立相談支援事業と併用されている。

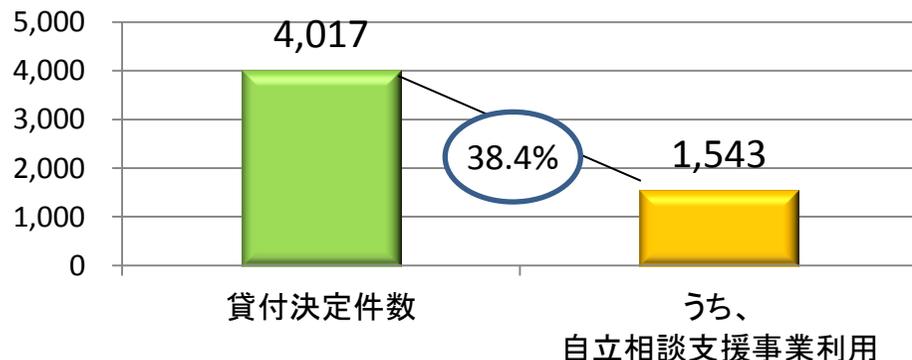
1. 平成27年度の貸付決定件数のうち、自立相談支援事業を利用している割合

2. 自立相談支援事業を利用していない理由（緊急小口資金の場合）

総合支援資金



緊急小口資金



【自治体の一例】

○社協の貸付け相談員が

- ①一時的な支援で自立につながる場合、
 - ②継続支援が必要な場合、
- の見立てを行い、②に該当すると思われる場合についてのみ、自立相談支援事業に繋いでいる。

①の例

「仕事は決まったが、初任給までの繋ぎが必要なケース」「毎月生活できている人で、当月のみ急な出費増があったケース」等

②の例

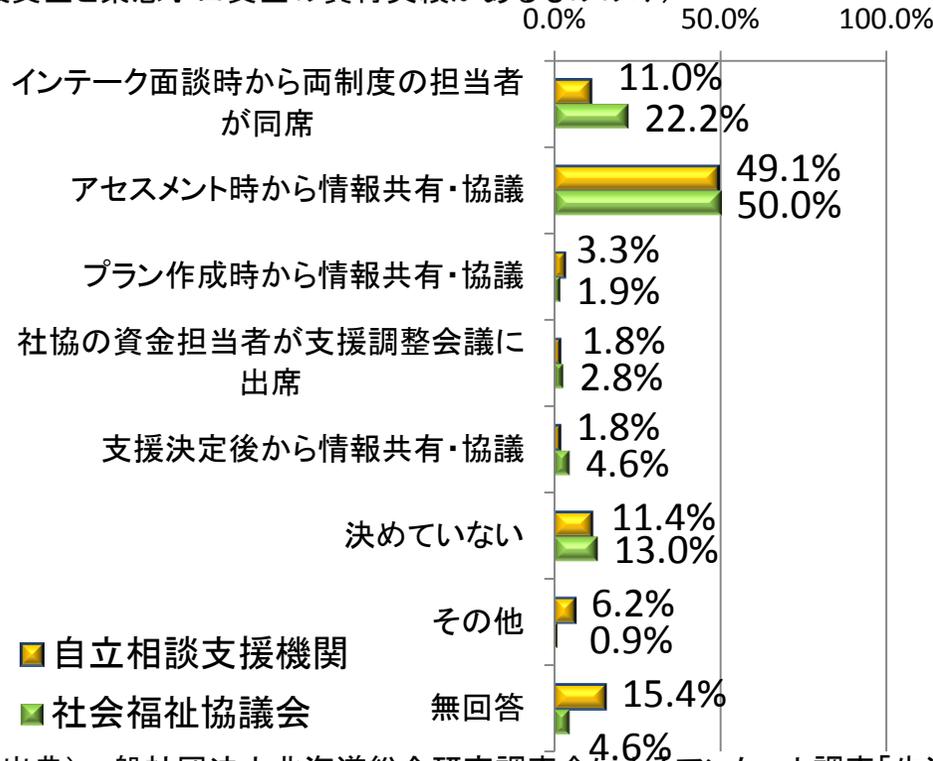
「緊急小口の貸付は必要と思われるものの、それだけでは課題解決に至らないと思われる人」、「就労は可能な様子であっても、定着が難しそうな人」、「継続的な支援が必要と思われる人」

参考：平成27年度見直し事項に関する実態

- 総合支援資金における貸付段階での連携については、
 - ・ 自立相談支援機関・社会福祉協議会いずれから見ても、約6～7割がインテーク・アセスメント段階から連携している。
 - ・ 一方、支援調整会議には「社会福祉協議会の資金担当者は基本的に参加しない」が約3割を占めている。
 - ・ 社会福祉協議会側では、自立相談支援機関側のアセスメント情報等を活用している実態が見られる。

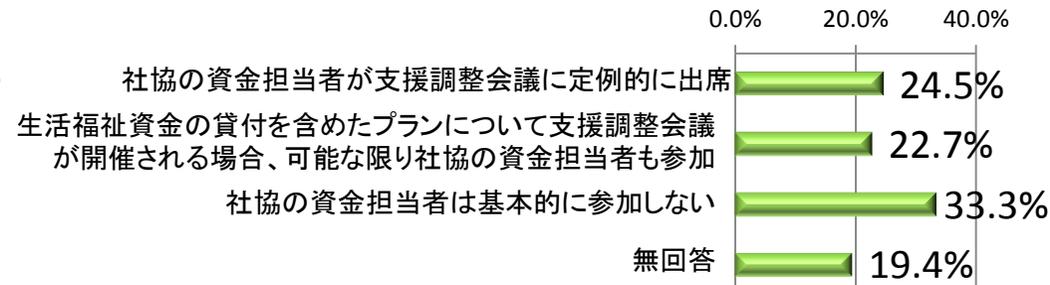
1. 連携開始の具体的なタイミング

(n=273自立相談支援機関、108社会福祉協議会。両制度を兼務していない主体のみ。さらに社協については、平成27年度に総合支援資金と緊急小口資金の貸付実績があるもののみ)



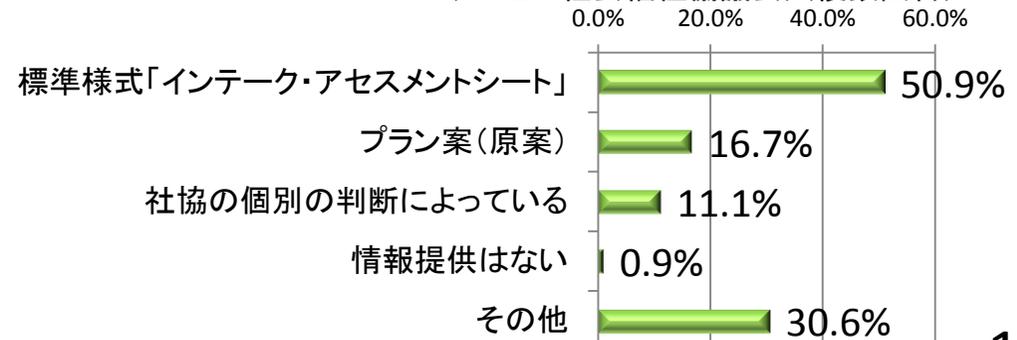
2. 支援調整会議への生活福祉資金担当者の参加

(n=273自立相談支援機関)



3. 社会福祉協議会が貸付申請の妥当性を判断する情報

(n=108社会福祉協議会) (複数回答)

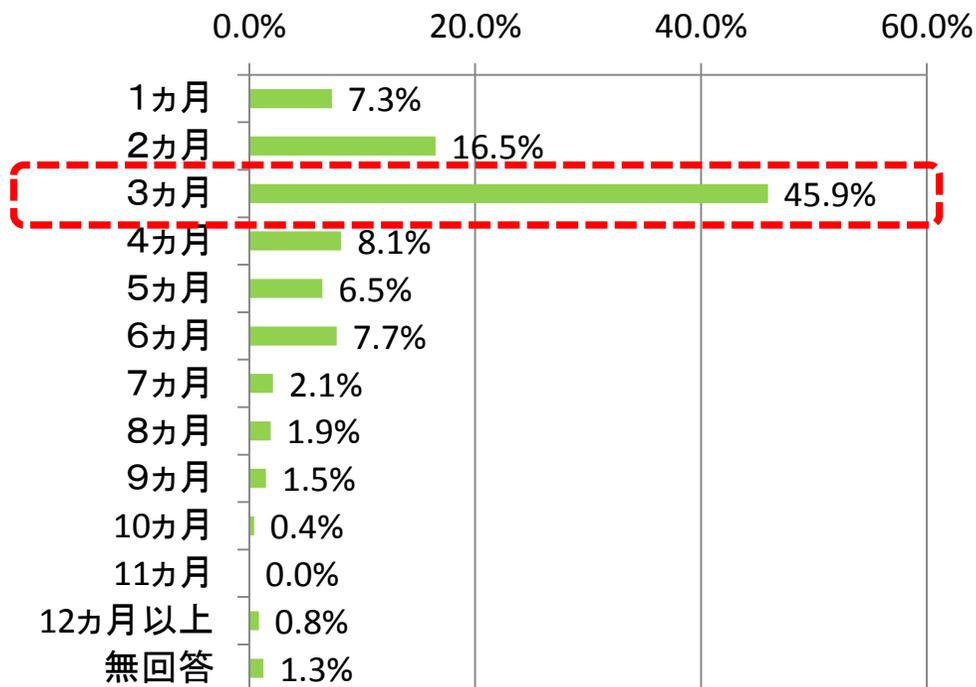


参考：平成27年度見直し事項に関する実態

- 生活困窮者自立支援制度の施行に伴い、総合支援資金の貸付期間を原則3ヶ月としたことから、実態としても3ヶ月が最も多く約半数を占める。

総合支援資金の貸付期間

(n=479)



(出典)一般社団法人北海道総合研究調査会によるアンケート調査「生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度の連携に関する実態調査」
※「平成27年4月～平成28年7月1日までに自立相談支援事業を利用し、総合支援資金(生活支援費)を貸付したケース」

生活保護との関係について

生活困窮者自立支援法と生活保護法の関係

○ 生活困窮者自立支援法は、生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして制度化され、目的・対象者の規定ぶりや事務の性質が異なる法体系となっている。

	生活困窮者自立支援法 (平成25年法律第105号)	生活保護法 (昭和25年法律第144号)
目的	<p>第一条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。</p>	<p>第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。</p>
対象者	<p>第二条 この法律において「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。</p>	<p>第六条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。 2 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。 3 (略)</p>
事務の性質	<p>□ 自治事務</p>	<p>□ 法定受託事務（保護の決定、変更、廃止、指導・指示等） □ 自治事務（要保護者に対する相談・助言、就労支援事業）</p>

二法に基づく事業の関係

○ 保護を受給しているかどうかを問わず、本人が必要とする支援の内容を起点に、生活困窮者自立支援法・生活保護法により提供するものを整理すると、以下のとおり。

本人が必要とする支援の内容	生活困窮者自立支援法により提供するもの	生活保護法により提供するもの
1 生活全体を経済的な面から支える必要がある	—	生活扶助を始めとした各種扶助 (最低生活の保障)
(1) 一時的に必要ながある	一時生活支援事業(法第6条第1項)	
(2) 一時的に、特に家賃面のみ支える必要がある	住居確保給付金(法第5条第1項)	
2 自立に向けた生活全般の支援	自立相談支援事業(法第4条第1項)	生活保護法に基づく援助方針の策定 等 要保護者に対する相談・助言(法第27条の2) 等
(1) 就労の支援	自立相談支援事業の就労支援員(〃)	被保護者就労支援事業(法第55条の6)
①ハローワークとの一体支援	生活保護受給者等就労自立促進事業(就職支援ナビゲーター)(予算事業)	
②就労準備支援	就労準備支援事業(法第6条第1項)	被保護者就労準備支援事業(予算事業)
③中間的就労	認定就労訓練事業(法第10条)	左記の利用が可能
(2) 金銭管理面の支援	—	自立支援プログラムによる金銭管理 等
(3) 家計管理能力の支援	家計相談支援事業(法第6条第1項)	
3 子どもに対する学習支援	子どもの学習支援事業(法第6条第1項)	左記の利用が可能

就労支援関係事業の実施状況

○ 特に就労支援関係事業については、両法に基づく事業を一体的に行える枠組みとなっており、半数程度は一体的に実施されている。

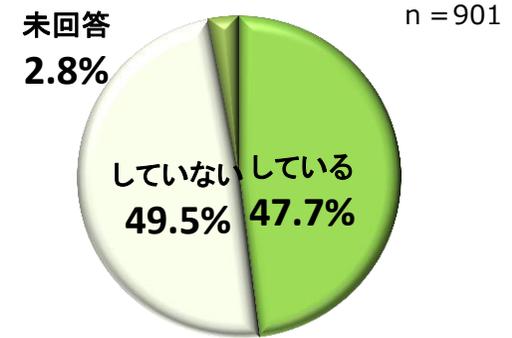
1. 就労支援関係事業の実績(生活困窮者自立支援法・生活保護法)

【生活困窮者自立支援法】

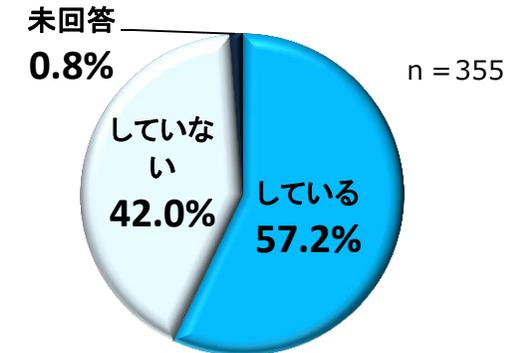
【生活保護法】

	H27年度実績等		H27年度実績等 ※12/8現在 速報値
支援対象者 (ニーズ量)	就労支援対象者 約2.8万人 困窮者法独自の オーダーメイド支援 が効果的な対象者 (推計) 約2.4~3.4万人	支援対象者 (ニーズ量)	事業対象者 約31.3万人 ※保護の実施機関が就 労可能とする被保護者 の数。就労中の者や就 労支援事業等に参加せ ずに就労活動を行って いる者等を含む。
自立相談支援事 業の就労支援	22,430件 (901自治体)	被保護者就労支 援事業	83,237人 (901自治体)
生活保護受給者 等就労自立促進 事業	14,650件	生活保護受給者 等就労自立促進 事業	67,611人
就労準備支援 事業	1,833件 (253自治体)	被保護者就労 準備支援事業	6,869人 (172自治体)
認定就労訓練 事業	161件		

2. 自立相談支援事業と被保護者 就労支援事業との一体的実施



3. 就労準備支援事業と被保護者 就労準備支援事業との一体的実施



(資料出所) 2、3ともに平成28年度生活困窮者自立支援制度事業実施状況調査。3の回答数は平成28年度の就労準備支援事業実施自治体数。一体的実施とは、同一法人に委託している場合や、いずれも直営で実施している場合等を指す。

※複数の支援事業に参加した者は重複して計上。

概要

- 被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業を実施する。(平成27年4月施行)
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村(社会福祉法人、NPO等に委託可)
- 負担割合は、国3/4 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/4

事業内容

<就労支援>

○相談、助言

被保護者の就労に関する相談・助言

○求職活動への支援

履歴書の書き方、面接の受け方等についての助言

○求職活動への同行

ハローワーク等で求職活動を行う際や、企業面接の際などに同行

○連絡調整

ハローワーク等の関係機関との必要な連絡・調整

○個別求人開拓

本人希望等を踏まえた個別の求人開拓

○定着支援

就労後のフォローアップの実施

<稼働能力判定会議等の開催>

- 稼働能力や適性職種等の検討にあたり、専門的知識のある者で構成する会議等を開催

<就労支援連携体制の構築>

- 被保護者の就労支援体制に関する課題の共有や個別求人開拓等を円滑に実施できるよう、関係機関が参画する就労支援の連携体制を構築。

(求人開拓等)

地域の情報(福祉ニーズ、地域課題等)の集約、新たな就労(個々の状況に応じた就労、中間的就労、就労体験、居場所)の場の発掘を実施

(連携機関)

福祉事務所・相談支援事業所(就労支援員)、ハローワーク、社会福祉法人、農業団体、商工会議所等

個々の状況に応じた支援

就労

中間就労

就労体験

経済的自立(収入増)、社会的自立(自己有用感)、日常生活自立(健康意識の向上等)

概要

- 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施する。
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人、NPO等に委託可）
- 負担割合は、国2/3 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/3

事業内容

<一般事業>

一般就労に向けた準備段階の支援として、以下の(1)～(3)の支援を計画的かつ一貫して実施する。

(1) 日常生活自立に関する支援

適切な生活習慣の形成を促すため、規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取などに関する助言・指導・適切な身だしなみに関する助言、指導等を実施。

(2) 社会生活自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事務所での職場見学、ボランティア活動等を実施。

(3) 就労自立に関する支援

就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を実施。

<就農訓練事業>

- 農業体験・研修を実施し、就農・社会参加促進を支援するとともに、訓練終了後は、本人の適性や希望などを踏まえて、就農を含めて就労を支援する。

支援の流れ(イメージ)

就労に向け一定の支援が必要な者

生活のリズムが崩れている等、就労に向け準備が必要な者

被保護者就労支援事業(就労支援員による支援)等

被保護者就労準備支援事業
(就労に向けた準備段階の支援として、日常生活自立、社会生活自立、就労自立に関する支援を、総合的、段階的に実施)

中間的就労など

一般就労

これまでの議論で出た論点

- 生活保護の相談をしたが保護に至らない人をきちんと自立相談支援機関につなげているか。

※参考

実態としては、相談窓口を一本化したり隣同士に設置したりしている場合、スムーズに連携できているとの事例が聞かれる。

- 生活保護を受給する方への支援の連続性を確保すべきではないか。

※参考1

自立相談支援機関に相談があった後、一時的に生活保護を利用し生活を安定させてから、生活困窮者の自立支援機関において、プランをたてて自立支援をしていく形を想定した意見もあった。

現行では、生活保護担当につなぐ場合は、自立相談支援機関においてはプランを立てないため、保護決定されたかどうか、保護受給者となった後にどういう経過を辿ったかを把握する仕組みはない。

※参考2

上記参考1のように「自立相談支援事業→生活保護→自立相談支援事業」となる場合だけでなく、生活保護脱却時に自立相談支援事業につなげ、生活保護脱却後の生活の安定を支援することも考えられるか。

都道府県の役割と 町村部の支援のあり方について

都道府県の役割(制度上の位置づけ等)

○生活困窮者自立支援法においては、都道府県の役割として、郡部福祉事務所の設置者として各事業の実施主体となることのほか、以下の2つが定められている。

(1)市等が行う生活困窮者自立支援について、必要な事業が適正・円滑に行われるよう必要な助言、情報提供その他の援助を行うこと

(2)認定就労訓練事業所の認定

1. 法律上の規定

○生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)(抄)

第3条 (略)

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 **市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。**

第10条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業(以下この条において「**生活困窮者就労訓練事業**」という。)を**行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。**

2. 具体的な取組として期待しているもの

任意事業の実施に向けた働きかけ、広域での共同実施に向けた調整等

各事業の従事者に対する人材養成研修(都道府県研修)

地域ごとの関係機関ネットワークづくり

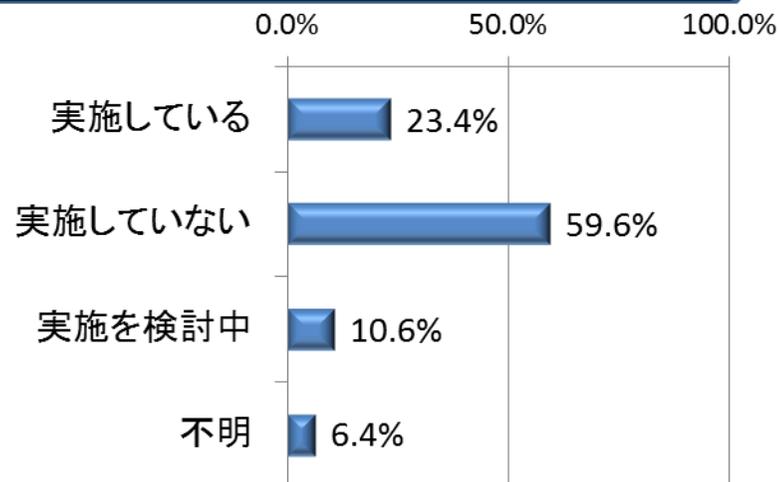
就労訓練アドバイザーの設置(平成28年度予算で新設)

産業雇用部門のノウハウや都道府県単位の各種団体のネットワークを生かした、基礎自治体の就労支援のバックアップ

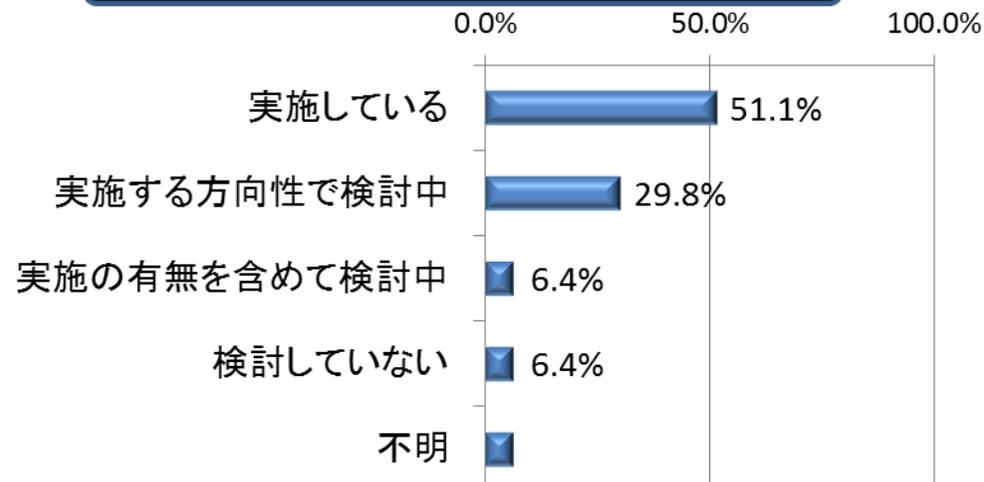
都道府県の役割(データから)

○ 様々な取組の中では、都道府県研修や認定就労訓練事業の認定促進の取組の実施割合が高い。

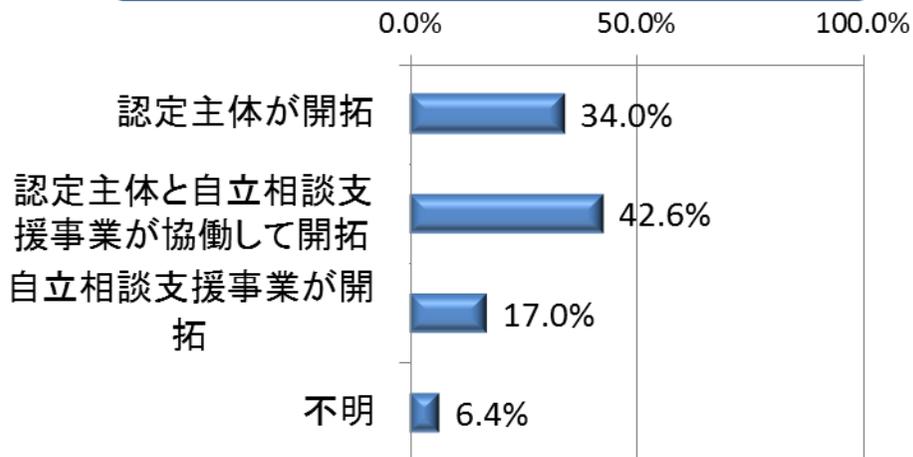
事業の広域実施



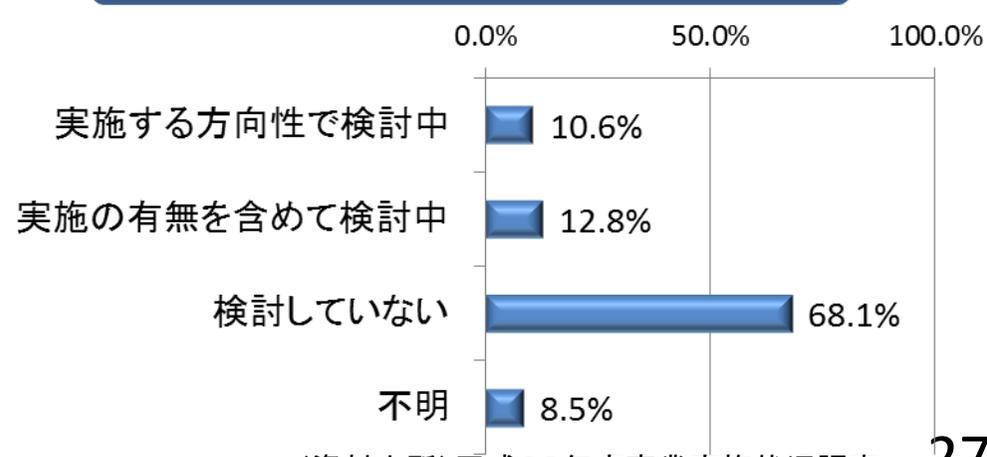
都道府県研修



認定就労訓練事業所の認定促進



地方版の就労支援協議会の開催予定



都道府県の役割(事例から①)

○ 都道府県ごとに、様々な取組がなされている。

類型	取組事例(第1回検討会資料4より転載ほか)
任意事業の実施に向けた働きかけ、広域での共同実施に向けた調整等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 就労準備支援事業や家計相談支援事業について、県との共同実施に関する働きかけを実施。実施率の向上につなげた。【長野県、大阪府、鳥取県、熊本県、沖縄県等多数】 ■ 子どもの学習支援事業未実施自治体を訪問し、教育委員会や福祉関係部局に事業の必要性等を説明。実施率の向上につなげた。【茨城県】 ■ 大阪府が就労支援の広域実施事業を企画し、管轄地域と5市について、就労先となる事業所開拓や就労準備支援事業等を共同実施。【大阪府】
各事業の従事者に対する人材養成研修(都道府県研修)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管内自治体の支援員の資質向上のため、制度説明、事例検討、労働局研修、弁護士研修、社会保険基礎研修等の多岐にわたる研修をきめ細かく企画・開催。【埼玉県】 ■ 県内の多様なニーズに応える研修を実施するため、自治体担当者と国研修修了者による研修企画チームを組織化。【大分県】
地域ごとの関係機関ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの貧困対策を含む低所得者対策を所掌する「暮らし応援対策室」を新設し、生活困窮者自立支援制度専任の職員も配置。管内自治体の後方支援のために「バックアップ事業」(県社協委託)を開始し、自治体担当者の連絡会議や各種研修・広域ネットワーク会議を実施。【鳥取県】 ■ 管内自治体及び関係機関・団体(社協、労働局、地域若者サポートステーション等)が参画する推進検討会議を開催。この会議での協議を経て、個人情報共有や認定就労訓練事業の認定に係る県独自のガイドラインを策定し、管内自治体の取組を支援。【大分県】

都道府県の役割(事例から②)

類型	取組事例(第1回検討会資料4より転載ほか)
<p>就労訓練アドバイザーの設置 (平成28年度予算で新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定就労訓練事業所の開拓を行う基礎自治体の職員等に対する研修や情報交換会の開催等、以下のような取組を実施。【東京都・鳥取県】 (東京都) <ul style="list-style-type: none"> ・ 区市職員等を対象とした認定就労訓練事業所の開拓手法についての説明会の開催 ・ 事業者への認定申請手続の支援 ・ 自立相談支援機関の就労支援員等を対象とし、認定就労訓練事業の利用あつせんを促進するために、実際に利用可能な範囲にある認定就労訓練事業所(社会福祉法人や株式会社等)の見学会の開催 (鳥取県) <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所開拓等を担う他分野の就労支援機関(地域若者サポートステーションや障害者就業・生活支援センター等)を含めた情報交換会の開催
<p>基礎自治体の就労支援のバックアップ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定就労訓練事業の認定促進のため、事業所アンケートを元にした事業所訪問・協力依頼、取組事例集の作成等を実施。府内の認定権者会議を開催してノウハウを共有。【大阪府】 ■ 県内の認定就労訓練事業所について、ニュースレターにより管内自治体へ情報発信。【埼玉県】

町村部における支援①

○ 町村部における実施主体は、①町村福祉事務所のみが担当する場合、②町村福祉事務所又は都道府県が担当する場合、③都道府県のみが担当する場合、の3パターンがある。

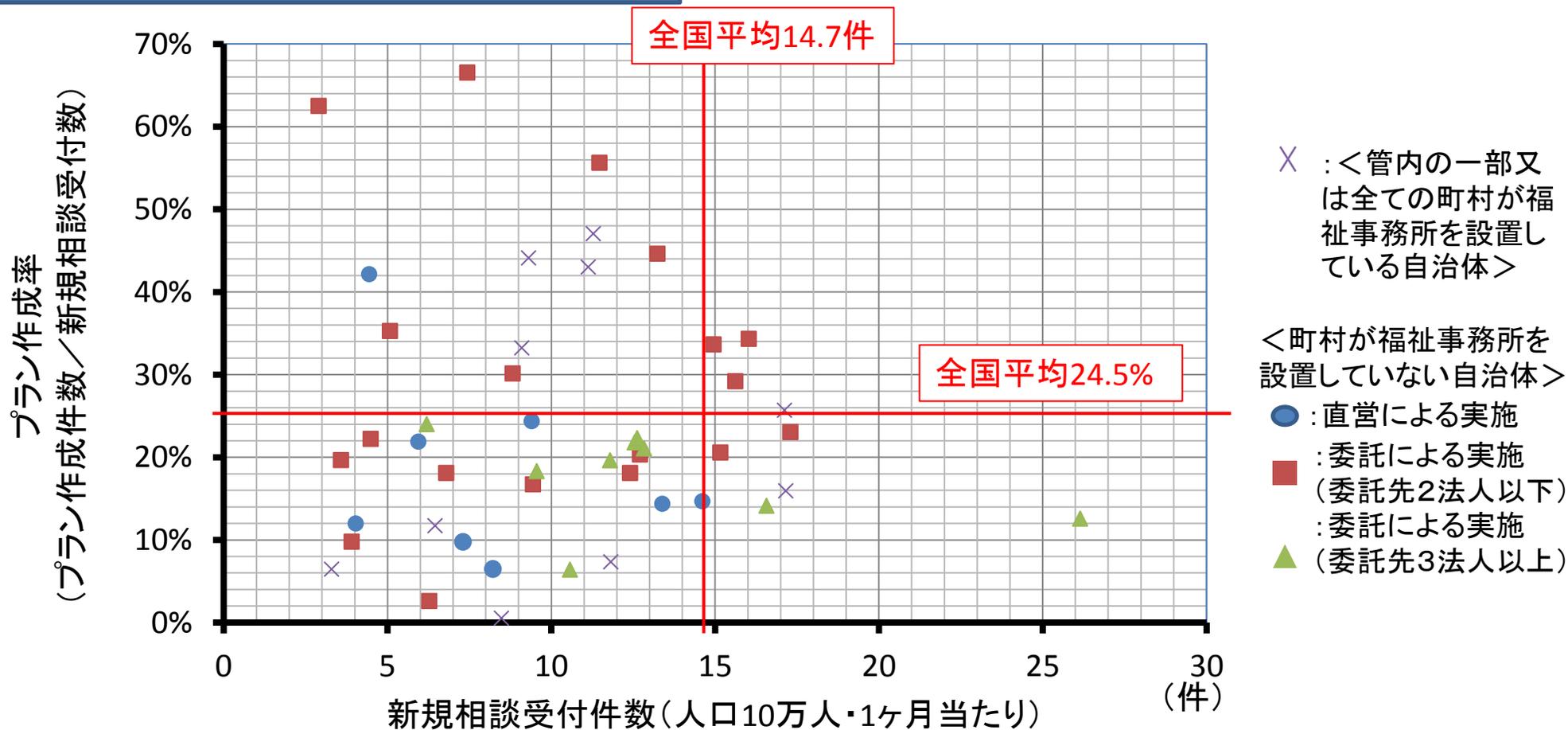
町村部における自立相談支援事業の実施主体と体制(平成28年度)

実施主体・体制 (カッコ内は自治体数)		自治体名	
町村部は町村福祉事務所のみが担当 (2)		島根県(11町村福祉事務所のうち直営6、町村社協委託5) 広島県(9町村福祉事務所のうち直営8、町村社協委託1)	
町村部は町村福祉事務所又は都道府県 が担当(8)		三重県、大阪府、奈良県、鳥取県、岡山県、山口県、長崎県、 鹿児島県(町村福祉事務所は8県合計で21、このうち直営11、 町村社協委託8、直営+その他への委託2)	
町村部の施行 は都道府県の みが担当(37)	直営(8)	秋田県、茨城県、栃木県、石川県、福井県、京都府、和歌山県、 宮崎県	
	委託 (29)	委託先が2法 人以下(19)	青森県、宮城県、福島県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、 新潟県、富山県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、兵庫県、 徳島県、福岡県、佐賀県、熊本県、沖縄県
		委託先が3法 人以上(10)	北海道、岩手県、山形県、千葉県、静岡県、滋賀県、香川県、 愛媛県、高知県、大分県

町村部における支援②

○ 町村部の実施主体ごとに平成27年度の新規相談件数・プラン作成率の実績を見ると、町村部で全国平均値を超える都道府県は少ない。

町村部における支援の状況(都道府県別)



(資料出所)平成27年度支援状況調査。新規相談受付件数(人口10万人・1ヶ月当たり)が30件を超える1自治体は表示していない。

鳥取県 北栄町

～風車とコナンのまち～

人口	1.4万人
面積	57km ²
保護率	0.51%



地図データ: Google

基本データ

自立相談支援機関: 直営

- 任意事業は就労準備(NPO法人へ委託)、家計相談(社協へ委託)、子どもの学習支援(学習塾へ委託)

平成27年度支援実績(人口10万人・1ヶ月当たり)

- 新規相談 22.3件
- プラン作成率 74%

実績数値からみた支援の特徴:

- 新規相談件数が多く、プラン作成率も高い
- プランでは、自立相談支援機関の就労支援の利用比率が高い

ポイント①: 直営の良さを発揮

- ◆ 生活困窮者支援の枠にとどまらずまちづくりまで見据えた施策としていくために、直営方式を選択。
- ◆ 所管課が生活保護・障害者施策・要保護児童・民生児童委員等を担当しており、経験豊富な職員の相互連携が容易。業務上関わりのある既存の社会資源へのアプローチもしやすい。
- ◆ 副町長をトップとする庁内連絡会の中で具体的な連携を図っている。
 - ・ 庁内担当各課が持つ困窮者対策の横断的な情報共有の場を設置
 - ・ 個人情報提供の同意書を定め、スムーズに所管課への連携ができる仕掛けづくり

ポイント②: 農福連携による出口づくり

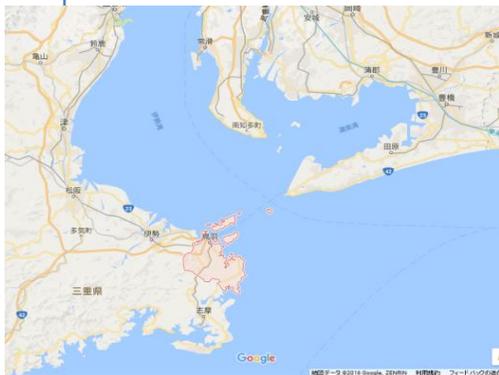
- ◆ 既存の社会資源と連携し、スピーディに支援の枠組みを構築。
 - ・ H27春: 無料職業紹介事業の登録を行い、商工会や農作業人材紹介センターと連携して職業紹介できる体制を構築。
 - 障害福祉サービス事業所である社福法人からの申出を受け、就労訓練事業の検討開始。
 - ・ H27秋: 県と連携した独自のモデル事業(補助事業)を補正予算計上。
 - ・ H27末: 農作業をメインにした雇用型(最賃)
 - ・ 定員5名で県内初の認定。あっせんした4名が採用され、現金収入を得て自活。
- ◆ 農業のみならず、介護・子育てや独居高齢者の買物支援などの地域課題解決とも連携していく考え。

地域づくりについて

制度施行を契機とした「気づき」:三重県鳥羽市の例

市の概要

人口:19,700人
高齢化率:34.3%
保護率:4.9%
産業構造:
1次産業12.2%、
2次産業16.7%、
3次産業65.3%



- 主要産業での人材不足が地域課題となっていた(地域産業の衰退による人口減少の加速化→地域力の低下)。
 - 特に観光業では少子化・不規則勤務のため新卒就労者の減少があったほか、水産業では繁忙期の人材確保に外国からの出稼ぎ者も活用。
- 生活困窮者自立支援法の施行を契機に、これら地域課題と生活困窮者の支援ニーズを組み合わせることで解決できるのではないかと気づき。

生活困窮者自立支援制度での支援

相談につながる生活困窮者の特徴

- ・ 短期間の支援(即就労したい)、ステップアップ就労の場の確保が必要
- ・ 他県出身者で地域とのつながりがない人が多い

行政
福祉
部門

行政
産業
部門

連携

観光業・水産業
での人手不足

双方の課題解決に向け、商工会議所・観光協会・漁協への働きかけ

観光業では、短時間就労や勤務内容の細分化が可能であるほか、寮完備で即日就労も可能。

生活困窮者が利用できる
短時間就労、就労体験の場、
緊急対応(宿泊場所)の確保が可能に

事業者にとっては、
人材確保ができるだけでなく、
受け入れた人の支援が継続する安心感

定住人口増加、雇用者数の増加、観光的魅力アップ、地域力アップ

課題解決に向けた、様々な機関・地域の連携関係の構築

「地域完結型まちづくり」の一つの形として：滋賀県東近江市の例

市の概要

人口：115,252人
高齢化率：24.7%
保護率：6.5%
産業構造：
1次産業4.4%、
2次産業39.3%、
3次産業51.0%



- 平成26年の「協働のまちづくり条例」施行を契機に、ヒト・モノ・カネが地域で回る仕組みをつくり、食・エネルギー・ケアの自給圏を創造する「地域資源を生かした地域完結型のまちづくり」が本格化。
 - 「どのような地域にしたいか」を考えながら地域の姿を創造していく中で、地域経済が循環する仕組みを構築し、いくつものプロジェクトが誕生。
- その一つとして、里山整備を起点に生活困窮者の就労の場の確保と、薪生産・関連製造業が生まれた。

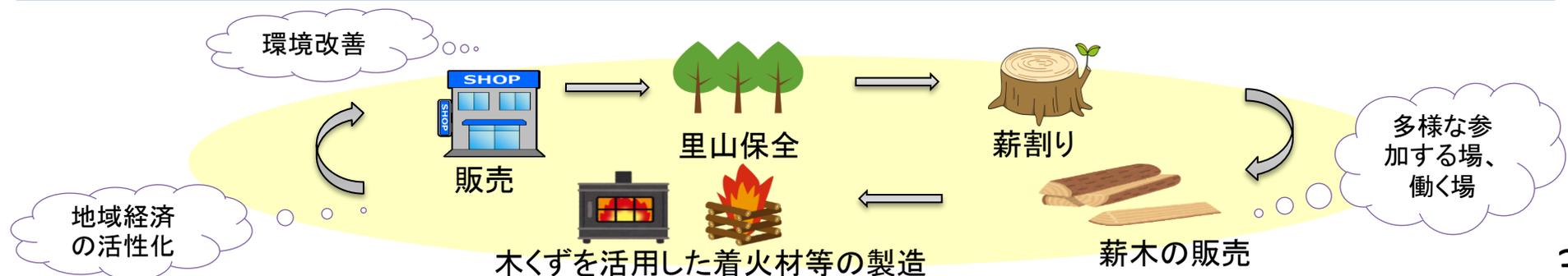
【地域課題】

- 里山の木を切り出し薪にする人手不足により、枯れた木々が放置されるようになった。
- この結果、獣害被害が深刻化。

【取組内容】

- 生活困窮者が薪割りの活動に参加。
- この活動がきっかけとなり、薪ストーブの開発や薪木の販売事業、木くずを使った着火剤の製造へと活動が発展し、生活困窮者も参加。

- 地域資源を生かして地域課題の解決を目指す取組の中で、里山保全・生活困窮者の就労の場の確保、地域経済の活性化をセットで実現。



様々な人に共通の中間的就労ニーズへの対応：三重県伊賀市の例

市の概要

人口：94,054人
 高齢化率：31.1%
 保護率：10.0%
 産業構造：
 1次産業7.5%、
 2次産業38.5%、
 3次産業53.1%



- 栗産業は輸入品に押され、農家の高齢化や人手不足による耕作放棄地の増加等の課題を抱えている。
 - 地元の「いがぐり」をブランド化できないかとの和菓子製造企業からの発案をきっかけに、伊賀市社会福祉協議会が栗の栽培から加工、菓子製造販売の課程に関わる「いがぐりプロジェクト」を構想。
- 市社協が把握している生活困窮者、若年無業者、障害者、高齢者など様々な人に共通の「中間的就労ニーズ」への対応を目指す。

それぞれが抱える地域課題の解決に向けた取組が連動し始める

農家
 高齢化、収益が少ない、人手不足、外国産品の輸入 →生産量の伸び悩み

改良センター、JAの栽培技術提供、生産農家の開拓

環境団体NPOが里山整備後に栗の木を植栽

福祉
 困窮者、若年無業者、障害者、高齢者の中間的就労先等の確保

プロジェクトに先行し、企業の製造ノウハウの提供・販売の協力を得て、中間的就労の場を開設

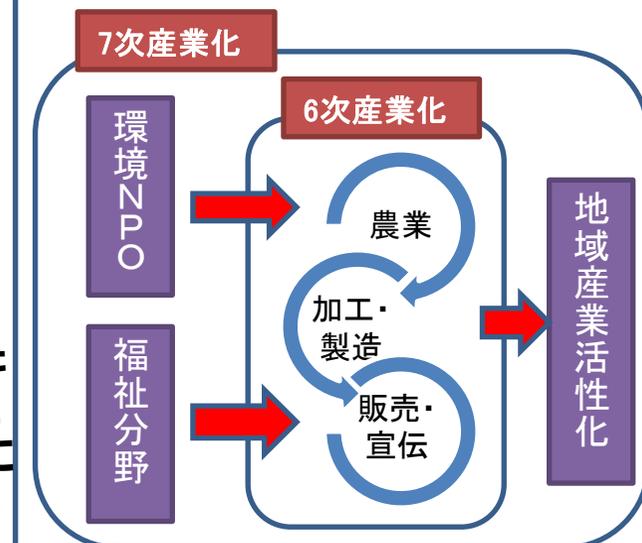
企業(和菓子企業)
 栗のブランド化を発案

先進地での栽培・加工技術の取得、栗の買い取り約束

市社協がコーディネート

これまではそれぞれが各種の補助・助成金を活用してきたが、「赤い羽根福祉基金」の助成決定により苗木・選果機の購入などの事業化が可能となった

「いがぐりプロジェクト」へ



福祉分野の中間的就労ニーズへの対応 ⇒ 7次産業化への付加価値

地域での丁寧な担い手づくり: 東京都北区

区の概要

人口: 344,548人
 高齢化率: 25.5%
 保護率: 27.8%
 産業構造:
 1次産業0.02%、
 2次産業16.11%、
 3次産業83.87%



- 子どもの学習支援事業をスタートするに当たり、地域の中で学習支援が拡充するよう北区社会福祉協議会へ委託。
 - 地域の活動団体や住民に運営を担ってもらおうよう、立上げ、運営支援を行い、地域に根ざした拠点づくり、生活困窮世帯の把握に役立てる。
- 社会の関心の高い「子どもの貧困」への対応を契機に、地域で学習支援や見守りの担い手を育てていくアプローチ。

(学習支援事業スタートまでの取組)

開始時の思い

- 教室型で通いやすい場所に設置し、地域特性に応じた支援を行いたい
- 地域に根ざした活動となるように、社会資源を活用し、ネットワーク化を図りたい
- 既に活動中の団体等もあるが、地域住民にも関心を持つ人がいるはず

団体・住民の情報交換会の実施

- 住民、NPO団体、社会福祉施設、民間企業、教育関係者等が関心
- CSW等と連携して地域の社会資源と支援者のマッチング、ボランティアの確保、教材等備品の準備を支援
- 情報交換会や情報発信のための講演会の継続実施
- 区社協が独自に「夏休みの子どもの居場所」事業を試行実施(3回)

学習支援事業実施

- 12月より夏休みの施行事業を実施した地域支援グループを中心とした子どもの学習支援事業を開始
- 学習支援会場にて、区社協が進路相談、保護者に対する養育支援を実施

事業イメージ



立上げ・運営支援、学習ボランティア確保・指導、教材準備等

区社協

担い手
元教員、大学生、地域ボランティア等

会場
地域の施設等